

令和2年度 一般会計算出 15款 8項 2目 13節

期 間

工事完了年月日  
令和3年3月26日 日間又は

令和2年5月8日提出

令和5年3月31日 まで

## 設 計 書

件 名 菊 名 小 学 校 仮 設 教 室 賃 貸 借

設 置 場 所 横 浜 市 港 北 区 菊 名 五 丁 目 18 番 1 号

概 要

・仮設教室その他設置

軽量鉄骨造、ブレース構造、平屋建て、床面積約160m<sup>2</sup>

(普通教室2CR、廊下、出入り口)

渡り廊下(軽量鉄骨造または既製品金属製ひさし)

雲梯、登り棒、ジャングルジム解体(基礎共)他

設計、建築基準法及び福祉のまちづくり手続き、工事監理

・仮設教室賃貸借期間

令和3年4月1日 から 令和5年3月31日まで

・解体撤去

理 由

菊名小学校周辺の住宅開発により、令和3年度以降に教室不足が想定されるため  
仮設教室を賃貸借する。

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				仮設校舎設置、雑工事 賃貸借料、将来解体
計				A
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				B
設計等業務	1	式		設計（平板載荷試験含む）、 法手続き、工事監理
計				C
公租公課	1	式		
計				D
業務委託価格	1	式		E A+B+C+D
消費税等相当額	1	式		F $E \times 0.1$ 10%
業務委託費	1	式		E + F









菊名小学校仮設教室賃貸借 支出割合

(消費税地方消費税相当額を含む)

年度月	支出割合(%)	支払金額(円)
2年度	40.00	
3月	40.00	
3年度	30.00	
4月		
5月	7.50	
6月		
7月		
8月	7.50	
9月		
10月		
11月	7.50	
12月		
1月		
2月	7.50	
3月		
4年度	30.00	
4月		
5月	7.50	
6月		
7月		
8月	7.50	
9月		
10月		
11月	7.50	
12月		
1月		
2月	7.50	
3月		
合 計	100.00	

# 菊名小学校仮設教室賃貸借仕様書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

## 1 委託内容及び履行期限

仮設教室設計施工（法的手続き、将来解体を含む）および仮設教室賃貸借業務

仮設校舎：軽量鉄骨造、ブレース構造、平屋建て、床面積約 160m<sup>2</sup>（普通教室 2 C R、廊下、出入口）

渡り廊下：軽量鉄骨造または既製品金属製ひさし

雲梯、登り棒、ジャングルジム撤去他

設計、建築基準法及び福祉のまちづくり手続き等、工事監理

契約締結日から令和 5 年 5 月 31 日まで

## 2 履行場所

横浜市港北区菊名五丁目 18 番 1 号

## 3 契約条件

仮設教室使用期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

契約終了後は、速やかに手続を行い、解体及び現状復旧を行うこと。

解体および現状復旧にかかる費用は本契約に含む。

契約終了後、横浜市が引き続き仮設校舎の賃貸借が必要と判断した場合は、別途協議を行う。

## 4 適用範囲

当該工事にあたっては、本仕様書及び設計書、図面、現場説明書に記載してある事項による。

それらに記載されていない事項については、原則として受注金額の範囲内で市と協議し決定するものとする。

## 5 施工前協議

施工前に、施工計画書を市に提出し、市と協議を行うこと。

## 6 施工体制等

工事に際しては、関連法令等を遵守した上で施工管理体制を確立し、仮設計画、工事工程等について協議を行い、工程管理、安全対策、品質の確保等を適切に行わなければならない。

工事搬入経路を確保するために必要な工事、工事に伴う土木事務所、警察等への手続きは本契約に含む。

また、工事車両の搬入は、事前に近隣住民に周知し、トラブルのないよう努め、周辺住民等への工事説明会開催時には必要な書類を作成し同席すること。

## 7 疑義

工事内容に疑義が生じたときには、市と協議を行い決定すること。

## 8 安全対策

工事施工中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要領」に従い、工事の施工に伴う災害の防止に努めなければならない。また、工事に際しては、児童及び近隣住民の安全を確保すること。

## 9 施工計画

### (1) 一般共通事項

ア 事前現場調査  可  不可

イ 官公庁その他への届出  市  受注者

(2) 仮設工事

- |            |     |                |
|------------|-----|----------------|
| ア 現場事務所    | ■要  | □不要            |
| イ 工事中仮設トイレ | ■要  | □不要            |
| ウ 工事中水     | ■支給 | □受注者負担         |
| エ 工事中電力    | ■支給 | □受注者負担         |
| オ 仮囲い      | ■要  | □任意（受注者が安全を確保） |
| カ 交通整理員    | ■要  | □任意（受注者が安全を確保） |

10 引渡検査

- (1) 受注者は工事が完了したときは、必要な許認可手続を経たうえで、その旨を市に通知しなければならない。
- (2) 市は完了の通知を受けたときは、すみやかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。
- (3) 検査に合格したときは、市はすみやかに引渡しを受けるものとする。
- (4) 受注者は引渡し前に建物の内外にわたり十分に清掃を行うものとする。
- (5) 引き渡しに際し受注者は、完成図、維持保全に関する資料、引渡し品（貸与品）、目録、諸官庁届出書、その他必要書類を市に提出する。

11 維持管理

受注者は、賃貸期間中、必要な修繕義務を負い、保守点検を行うものとする。市は物件を注意して維持管理する義務を負う。各々費用負担する事項については次のとおりとし、その以外の事項については、その都度協議により決定する。

- |             |    |      |
|-------------|----|------|
| (1) 公租公課    | □市 | ■受注者 |
| (2) 火災保険    | □市 | ■受注者 |
| (3) 法定点検    | ■市 | □受注者 |
| (4) 各種消耗品   | ■市 | □受注者 |
| (5) 電気料金    | ■市 | □受注者 |
| (6) ガス料金    | ■市 | □受注者 |
| (7) 上下水道使用料 | ■市 | □受注者 |
| (8) 清掃      | ■市 | □受注者 |
| (9) セキュリティ  | ■市 | □受注者 |
| (10) 保守点検   | ■市 | □受注者 |

12 施設概要

構造概要	基礎形式	直接基礎(平板載荷試験を今回の委託業務で1か所実施)
	軸組	軽量鉄骨造ブレース構造
	床荷重	床用 2300N/m <sup>2</sup> 、梁用 2100N/m <sup>2</sup>
	風圧力	基準風速 34m/S
	積雪荷重	積雪 30cm
	1階床	束@900、防湿フィルム t=0.15

外部仕上げ	外壁	イソバンド t=22 (不燃) 内側・外側 カラーガルバリウム鋼板
-------	----	--------------------------------------

		t = 0.5 内部 ポリイソシアヌレートフォーム・ゼロ ロン発泡
	屋根	二重折版断熱工法（働き幅 450） 上弦材：ガルバリウム鋼板（素地） t = 0.6 断熱材：グラスウール（10kg/m <sup>3</sup> t=100） 下弦材：ガルバリウム鋼板（素地） t = 0.6
開口部	外部建具	仕様：アルミ製引違い戸 上部開口部：強化ガラス型板 t = 4 下部開口部：強化ガラス透明 t = 4 クレセント、外れ止め付き
	内部建具	仕様：アルミ製引違い戸 上部：強化ガラス型・透明 t = 4 下部：アルミパネル 引手、戸当たり、サムターン付き

設備概要	電気設備	幹線、動力、電灯コンセント、弱電等
	機械設備	冷暖房、換気等
	消防設備	消火器、誘導標識、誘導灯等
特記事項	室内仕上材料、下地、断熱材、 接着剤	第4種ホルムアルデヒド飛散材料（F☆☆☆☆）以上
	使用する材料	石綿、クロシロリスを含まない

# 室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書

## 1 建築材料等の使用制限の原則

建築材料等の使用制限の原則は、以下のとおりとする。ただし、該当する材料がない等の事由により、本原則によりがたい場合の措置は協議による。

(1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブスチレンを発散する材料については、F☆☆☆☆とする。やむを得ず、F☆☆☆☆又はその同等品（旧JAS 又は旧JIS におけるFco、Eco を含む。）とする場合は、あらかじめ市担当者の承諾を得ること。

対策をとる建築材料等

- ・ 合板・木質系フローリング・構造用パネル・集成材・単板積層材・MDF
- ・ パーティクルボード・その他の木質建材
- ・ 家具・書架・その他の什器等(合板類、接着剤及び塗料を使用する場合)
- ・ ユリア樹脂板
- ・ 壁紙
- ・ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・ 保温材・緩衝材・断熱材
- ・ 塗料
- ・ 仕上塗材

(2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤についてはトルエン等の含有量が少ない規格品とする。

対策をとる建築材料等

- ・ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・ 塗料
- ・ 溶剤

(3) クロロピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有しない非有機リン系の防腐・防蟻剤とし、加圧式防腐、防蟻処理等は工場で行い、十分に乾燥した後に現場に搬入する。

対策をとる建築材料等

- ・ 木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤

(4) フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない、難揮発性の可塑剤を使用している接着剤とする。

対策をとる建築材料等

- ・ 壁紙用接着剤（規格品とする）
- ・ 木工用接着剤

## 2 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

3 測定 次により、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、市担当者に報告する。

- ・ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド

- ※ D N P H誘導体固層吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法

- ・ 検知管法
- ・ 定電位電解法

- ・トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

- ※ 固層吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

- ・ 固層吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- ・ 容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・測定対象室及び箇所数

室名	箇所数	回数／時期
普通教室	1カ所	1回／引渡前

- ・空気資料の採取方法等

空気資料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用困難な部分については、市担当者と協議による。なお、簡易な測定方法による場合は、採取した測定機器の特性等を考慮して、市担当者と協議の上、計画書に定める。

4 測定後の措置等

測定の結果、厚生労働省の指針値を上回った場合の措置は、市担当者の指示による。

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 ( 25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08 ppm ( 100 μg/l )
アセトアルデヒド	0.03 ppm ( 48 μg/l )
トルエン	0.07 ppm ( 260 μg/l )
キシレン	0.20 ppm ( 870 μg/l )
エチルベンゼン	0.88 ppm ( 3,800 μg/l )
スチレン	0.05 ppm ( 220 μg/l )
パラジクロロベンゼン	0.04 ppm ( 240 μg/l )

# 現場説明書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

- 1 件名 菊名小学校仮設教室賃貸借
- 2 履行場所 横浜市港北区菊名五丁目18番1号
- 3 賃貸借概要 設計書、図面のとおり  
※ 建物・設備の設置費、解体撤去費を含む。
  - (1) 構造・規模 プレハブ造 平屋建
  - (2) 教室数 普通教室2CR
  - (3) その他 出入口、廊下等、渡り廊下、その他
- 4 配布図書
  - (1) 設計書
  - (2) 図面
  - (3) 菊名小学校仮設教室賃貸借仕様書
  - (4) 室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書
  - (5) 現場説明書
- 5 建方工期 契約締結後 令和3年3月26日 まで
- 6 予定賃貸借期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日 まで
- 7 契約履行上の特別条件
  - (1) 支払いについて  
別紙賃貸料の支払い割合のとおり。
  - (2) 建方、解体上の安全について  
安全については特に注意し、その対策を完全に行う。  
関連詳細については、8の各項目に留意すること。
  - (3) 各種下請け業者（専門業者）について  
電気設備・衛生設備は、仮設教室賃貸借契約に含む。なお、市内業者の優先使用を配慮すること。
- 8 現場状況及び関連事項
  - (1) 建方、解体工事の施工にあたって、設計書等に記載してある事項以外で特に必要な事項については、横浜市建築工事特則仕様書、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書」「機械設備工事共通仕様書」「電気設備工事共通仕様書」「学校建設工事特記仕様書」「仮設教室標準仕様書」及び建築基準法、建築事業関係法令、安全衛生公害関係法令、その他関係法令に準拠する。
  - (2) 建方着手にあたり、搬入路・近隣道路・擁壁・周辺及び当該敷地内の構造物、埋

設物等を十分調査のうえ、その状況を本市職員に報告するとともに、問題のある場合はそれらの保護または適切な措置をする。

- (3) 建方工事に伴って発生が予想される騒音・振動等については、特に配慮し、学校と事前に調整する。
- (4) 仮設計画及び工程については、本市職員と十分打合せを行い、工事の安全と工程を遵守し作業を進める。
- (5) 建方・解体工事中、道路など既設物に損傷を与えた場合は、直ちに応急処置を講ずるとともに、本市職員に報告し、工事完了までに賃貸人の負担で原状回復する。
- (6) 仮設搬入路の確保に際し、支障となる遊具等の移設及び撤去は本契約に含む。
- (7) 登下校時間は、資材搬出入を行わない。
- (8) クレーン作業時には必ず誘導員を立てるとともに、他作業時にも作業箇所の周囲は、児童生徒の立ち入りを遮断するよう安全対策を講じる。
- (9) 工事現場内は、常に整理整頓し、災害事故等の予防対策には万全を期すること。
- (10) 喫煙・飲食・更衣・トイレ等については場所を指定するとともに、消火用水等を常備する。
- (11) 発生材（産業廃棄物）の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し適正に処理する。
- (12) 工事用仮設電気・水道は、学校の了解を得たうえで使用すること。なお、学校敷地以外で新たに引き込む場合は、その手続きを含め実施すること。
- (13) 工事写真は、工程段階毎に入念に撮ること。特に、隠れた部分の写真がない場合、破壊検査・復旧を命ずることがある。その費用は賃貸人の負担で行う。
- (14) 工事の施工に際し、関係者と十分な連絡をとり、また関係官庁への届け出を必要とする場合には遅滞なくこれを行う。ただし費用は賃貸人の負担とする。
- (15) 別添の方法により揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、賃借人に報告すること。  
なお、測定結果が指針値を超える場合には、原因の究明に努めること。
- (16) その他、不明な点は事前に本市職員に連絡し、指示を受けること。

# 横浜市教育委員会事務局 建築設計委託業務特記仕様書

(※の項目については■の項目のみを適用します。)

1 委託業務名	菊名小学校仮設教室設置その他工事に伴う設計業務委託
2 施設概要	
(1) 施設名称	菊名小学校
(2) 敷地場所	横浜市港北区菊名五丁目18番1号
(3) 施設用途	主要用途 小学校 附属棟用途
3 委託業務の内容	本委託業務の内容は、次のとおりとします。
(1) 業務の範囲※	<input type="checkbox"/> 基本設計 <input checked="" type="checkbox"/> 実施設計 <input checked="" type="checkbox"/> 積算業務 詳細は別紙1によります。
(2) 設計と条件	別紙1によります。
(3) 適用基準等	別紙2によります。
(4) 貸与品等	別紙2によります。
(5) 関連工事	設計に調整を要する別途工事 はありません。 ある場合の工事名称
4 成果物	
(1) 仕様・部数等	別紙3によります。
(2) 提出期限	別紙3によります。
(3) 提出場所※	教育委員会事務局に提出してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 教育施設課 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5 工程表の提出	建築設計委託業務共通仕様書（以下「共仕」という。）第3の1に規定する工程表の提出は不要としますが、共仕第3の4（2）に規定する業務計画書に記載すべき詳細工程は、管理技術者選定後速やかに監督員と協議のうえ作成し、同条項に規定する他の必要事項とともに業務計画書として提出してください。
6 PUBDISへの登録	共仕第3の3（4）における公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への登録は不要とします。
7 管理技術者等の資格要件	共仕第3の9（2）に規定する管理技術者の資格要件及び共仕第1の2（6）に規定する担当技術者の要件は、本委託業務の遂行に必要な能力を有することはもちろんのこと、次のとおりとします。
(1) 管理技術者※	<input checked="" type="checkbox"/> 建築設計について高度な技術及び能力を持っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士を有する。（ <input type="checkbox"/> 免許取得後5年以上の経験を有する。）
(2) 担当技術者※（意匠）	<input checked="" type="checkbox"/> 意匠設計について高度な技術及び能力を持っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士を有する。（ <input type="checkbox"/> 免許取得後5年以上の経験を有する。）
(3) 担当技術者※（構造）	<input checked="" type="checkbox"/> 構造設計について高度な技術及び能力を持っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士を有する。（ <input type="checkbox"/> 構造設計一級建築士を有する。）
(4) 担当技術者※（電気設備）	<input checked="" type="checkbox"/> 電気設備設計について高度な技術及び能力を持っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 建築設備士を有する。 <input type="checkbox"/> 設備設計一級建築士を有する。
(5) 担当技術者※（機械設備）	<input checked="" type="checkbox"/> 機械設備設計について高度な技術及び能力を持っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 建築設備士を有する。 <input type="checkbox"/> 設備設計一級建築士を有する。
8 工種間の調整	管理技術者は、意匠、構造、電気設備、機械設備の各担当技術者間の調整を十分に行い、各工事の設計図書の整合を図り、また各工事の工事区分を明確にすることで施工時に問題等を生じないように細心の注意をしてください。
9 業務完了後の協議	委託業務完了後においても、成果物における疑義不明箇所、色彩計画その他設計上の疑問について、委託者はその都度受託者に協議を求めることができます。
10 重要事項説明	<input checked="" type="checkbox"/> 重要事項説明を必要とする。
11 電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象業務とする。

委託等名称 菊名小学校仮設校舎設置に伴う設計業務

案内図：港北区菊名五丁目18番1号

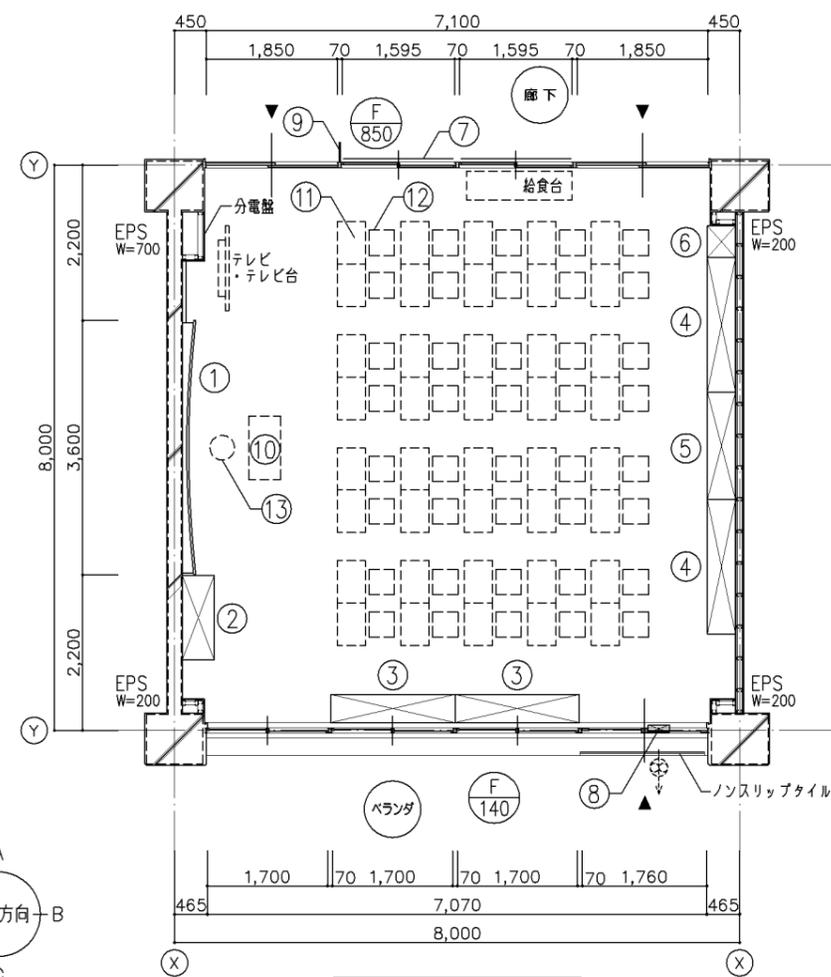


(備考) この様式は、適宜修正の上使用することができる。

配置図

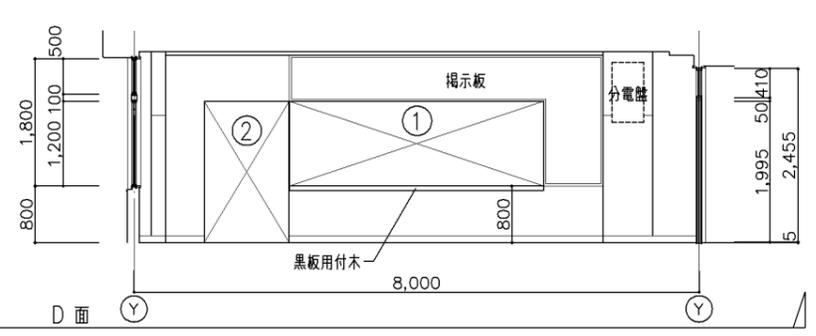
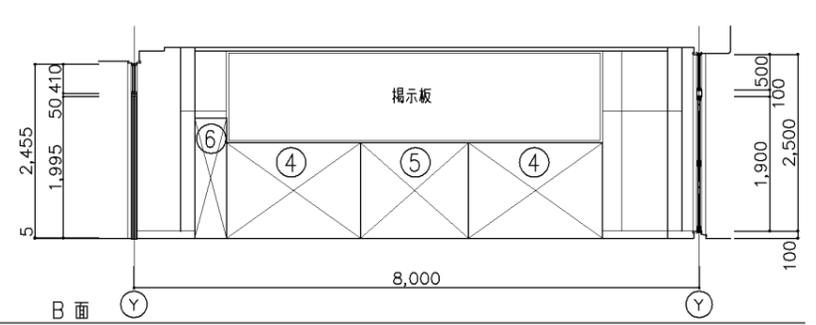
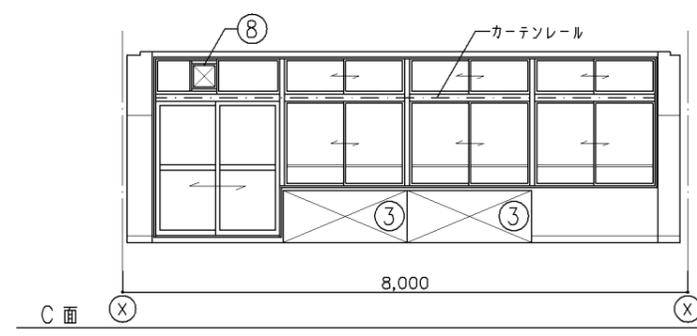
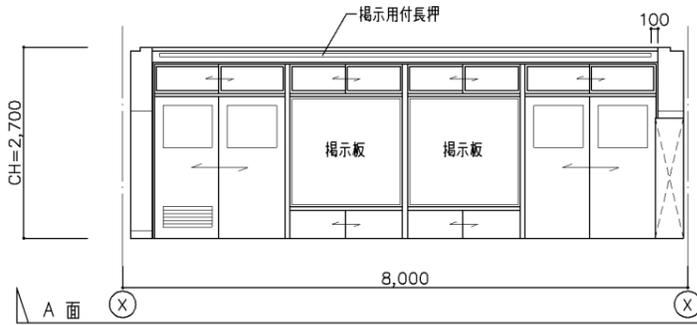
仮設校舎設置  
予定箇所  
(約 160 m<sup>2</sup>)





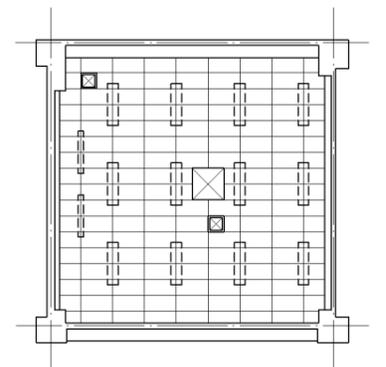
平面詳細図 S=1/50

展開図 S=1/50



天井伏図 S=1/100

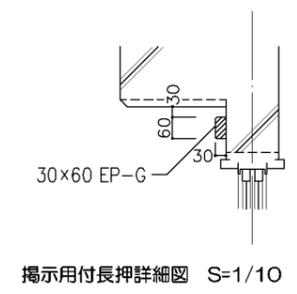
- 凡例(位置は設備との打ち合わせに依る)
- ☒ 天井点検口 450角
  - ☒ エアコン切込み補強
  - ☐ 照明器具設置位置を示す



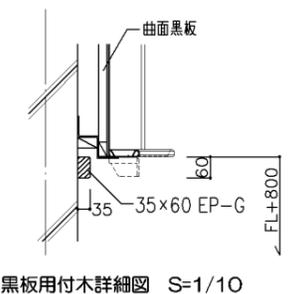
工事区分 教育 となっている備品も賃貸借に含む

備品リスト						工事区分		
No	備品	数	W	D	H	備考	工事	教育
①	曲面黒板	1	3,600	x	1,200	G-630	○	
②	教師用戸棚	1	1,200	x	450 x 2,000	G-410	○	
③	観察台	2	1,760	x	400 x 740	G-480	○	
④	児童用ロッカー	2	1,900	x	400 x 1,350	G-510A	○	
⑤	児童用ロッカー	1	1,525	x	400 x 1,350	G-510B	○	
⑥	掃除用具入	1	450	x	400 x 1,700	G-520	○	
⑦	可動フック	2				図示による	○	
⑧	換気扇枠	1				I-205	○	
⑨	室名札	1	持出しタイプ			I-204A	○	
⑩	教卓	1				K-101		○
⑪	机	40				K-301		○
⑫	椅子	40				K-301		○
⑬	教師用丸椅子	1				K-102		○
⑭	チリ箱	1	図示表記なし			K-104		○

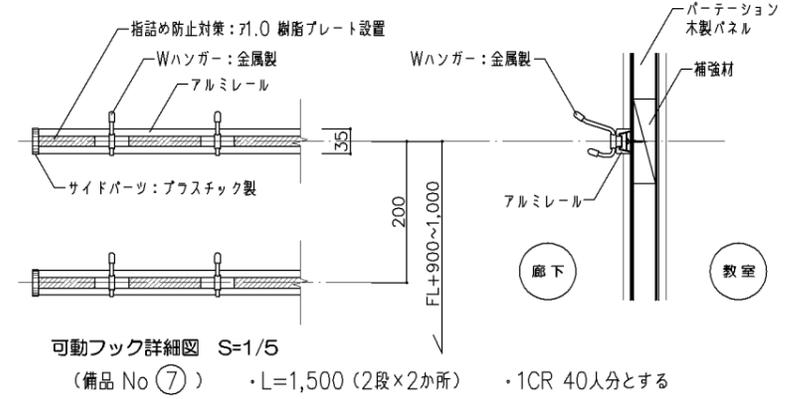
内部仕上表	
床	72 ビニル床タイル張り
幅木	ビニル幅木 H=100
腰	
壁	コンクリート打放し EP-G 75.5 しな合板目透し張り EP-G
天井	79.5 化粧吸音せつこうボード張り
梁型	コンクリート打放し EP-G
	掲示板: 掲示シート張り (75.5 ラフン合板下地)



掲示用付長押詳細図 S=1/10



黒板用付木詳細図 S=1/10



可動フック詳細図 S=1/5 (備品 No ⑦) ・L=1,500 (2段x2か所) ・1CR 40人分とする

改定の経緯

設計上の留意点  
・可動フックの設置については、実施設計において関係局部署と十分調整すること。

横浜市建築局		工事名	「横浜市小・中学校標準図案95型」12改【H29改訂】			
年月日	平成30年2月	縮尺	1/5.1/10.1/50.1/100	図面名称	小学校 普通教室 平面詳細図・展開図	
設計者		施設番号		備考	完成年度	図面枚数
						図面番号
						A-11